

交番相談員運営要綱の制定について（例規通達）

交番相談員の運営については、「交番相談員運営要綱の制定について」（平成6年9月30日付け富地第704号。以下「旧通達」という。）により実施してきたが、別添のとおり「交番相談員運営要綱」を制定し、令和4年1月12日から施行することとしたので、効果的な運営を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

交番相談員運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年富山県警察本部訓令第8号）に定めるもののほか、交番相談員（以下「相談員」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識、経験等をいかして、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）を拠点とした地域警察活動のうち、住民に対し奉仕する活動等に協力し、又は当該活動を援助するものを行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第3 設置

警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察署に相談員を置く。

第4 勤務時間等

- 1 相談員の1週間当たりの勤務時間を30時間とする。
- 2 相談員の1日の勤務時間は、原則として午前10時から午後5時（午後零時から午後1時までには休憩時間）までとする。ただし、警察署長（以下「署長」という。）が特に必要と認める場合は、勤務及び休憩の開始時刻並びに終了時刻を変更することができる。
- 3 署長は、毎月25日までに翌月の勤務計画を策定し、相談員に勤務日及び勤務時間を通知するものとする。

第5 報酬

相談員の報酬は、月額をもって支給するものとする。

第6 勤務場所

相談員の勤務場所は、原則として本部長が指定した交番等（以下「指定交番等」という。）とする。ただし、署長が必要と認めた場合は、一時的に指定交番等以外の交番等において勤務させることができる。

第7 職務

相談員は、署長の指揮監督の下、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得届の受理
- (4) 事件又は事故の発生時における警察官等への通報・連絡
- (5) 被害届（自転車盗及びオートバイ盗に限る。）の代書及び預かり（以下「被害届の代書等」という。）
- (6) 物件事務報告書の作成補助
- (7) 地理案内
- (8) 防犯連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動
- (9) 交番連絡協議会の運営に関する活動
- (10) 子どもの見守り活動
- (11) その他前各号に類する住民に対し奉仕する活動に協力し、又は当該活動を援助する活動で、署長が必要と認める事項

第8 活動上の留意事項

富山県警察の地域警察の運営に関する訓令（平成5年富山県警察本部訓令第23号）第53条に定めるもののほか、相談員は、その活動を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
- (2) 相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いること。
- (3) 相談員は、来訪者に対して親切丁寧に対応する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番等内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。
- (4) 相談員が、被害届の代書等をしたときは、速やかに交番勤務員、駐在所勤務員又は警察署の地域幹部に引き継ぐものとする。

第9 服装等

- 1 相談員は、勤務中、耐刃防護衣及び青色帽子を着用し、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第32条に規定する警察庁長官の定める標章を着装するとともに、交番相談員身分証明書（別記様式第1号）を携帯するものとする。
- 2 相談員は、職務に関し交番相談員身分証明書の呈示を要求された場合は、これを呈示しなければならない。

第10 指揮監督等

- 1 署長の指揮監督は、交番所長を通じて行うものとする。
なお、交番所長が不在の時は、警察署の地域課長、地域交通課長又は地域警察幹部

が行うものとする。

- 2 署長は、相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領、受傷事故防止要領に係る指導教養その他必要と認める指導教養を行うものとする。

第11 報告

- 1 相談員は、勤務時間中における取扱事項を交番相談員勤務日誌（別記様式第2号）に記載し、署長に報告するものとする。
- 2 相談員は、相談を受理した場合は、「警察相談取扱要綱の制定について」（平成31年3月15日付け富相第586号）に基づき、警察相談簿を作成し、速やかに署長に報告するものとする。
- 3 署長は、相談員の活動状況について、交番相談員活動状況報告書（別記様式第3号）により、翌月の10日までに地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）に報告するものとする。
- 4 署長は、相談員の活動に伴う効果的な活動事例、紛議又は事故の発生等を認知したときは、速やかにその内容を地域企画課長に報告するものとする。

（別記様式 省略）